

第5項 清掃とリサイクル事業の今後の課題

1 ごみの減量に向けた取組

ごみの減量に向けた最も有効な取組は、ごみの発生を抑制することです。

ものの生産から流通、消費にいたる段階で、できるだけごみになるものが発生しないような社会に変えていくことが求められています。

2 ごみの分別の徹底と資源化

平成 29 年度に行った資源・ごみの排出実態調査（93 ページ グラフ 3 平成 29 年度の可燃ごみ・不燃ごみ組成分析結果）によると、可燃ごみ、不燃ごみの中には分別すれば資源となるものが、それぞれ 19.3%、9.8%含まれています。これらの資源化可能物の分別の徹底を進めることが、ごみを減量することになります。

現在の資源回収システムは、事業者処理責任を明確にし、事業者による資源の自主回収を促進していくとともに、区民の方が積極的に集団回収に参加できるような仕組みや、より効率的で出しやすい資源回収システムとしていく必要があります。

また、家庭から排出されるごみをさらに減量するために、国・都・他自治体の事例などを参考としながら、新たな資源回収品目や回収方法を検討していきます。

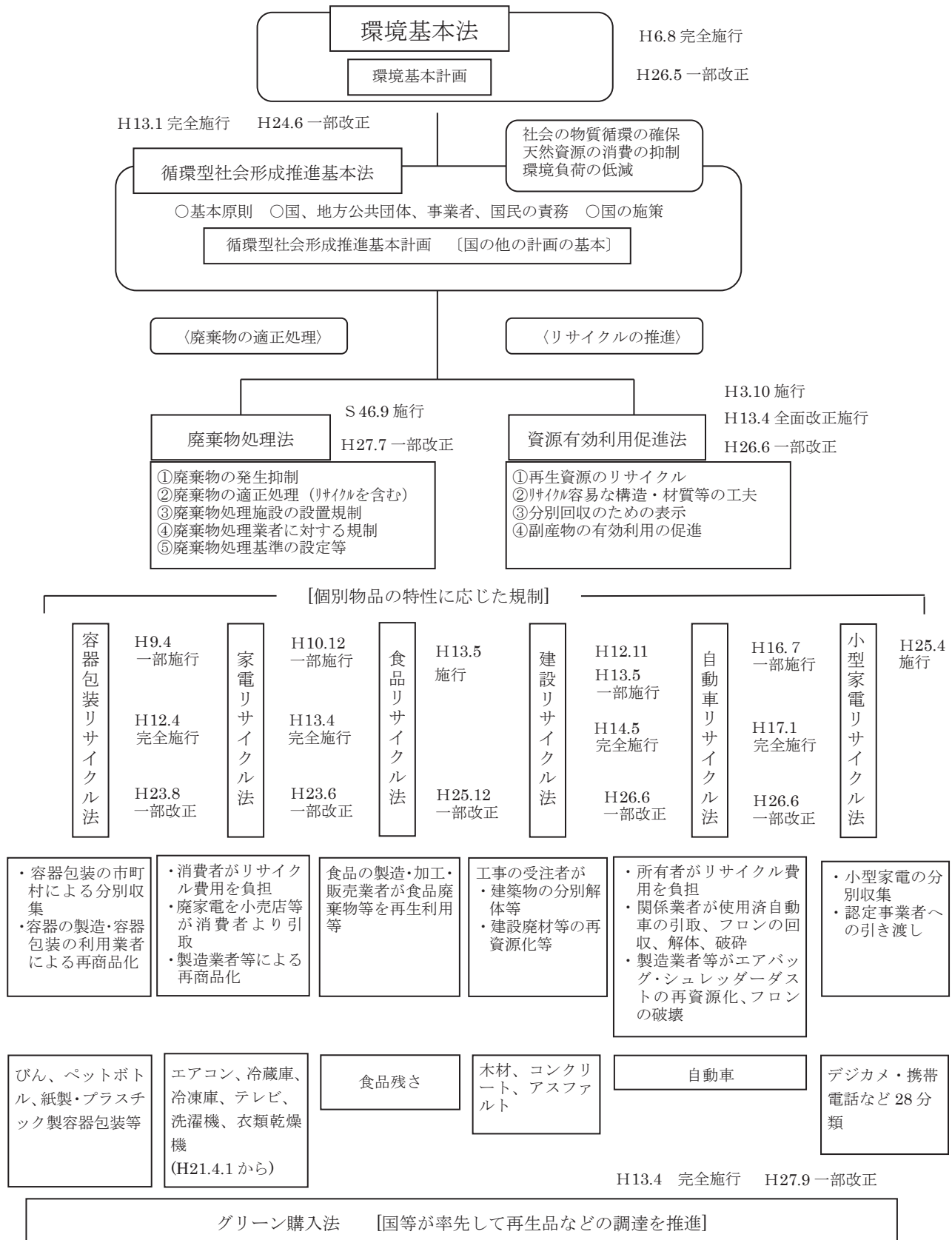
3 環境負荷の低減

23 区は、平成 20 年度にプラスチックやゴム製品、革製品を不燃ごみから可燃ごみとする分別変更を行いました。区は、このうち容器包装プラスチックを平成 20 年 10 月から分別回収して資源化し、環境負荷の低減に努めています。

ごみ処理システムを変更する際には、環境負荷を事前に評価し、環境負荷の少ないごみ処理システムにすることが重要です。

さらに生ごみの水切りを推進することで、生ごみの水分を減らし、清掃工場の燃焼効率や収集・運搬効率を高めるなどの取組も今後の課題です。

廃棄物・リサイクル対策関連の法体系



* 資源有効利用促進法に基づき、平成 13 年 4 月から事業系パソコンの回収・リサイクルが実施され、平成 15 年 10 月からは、家庭系パソコンについても回収・リサイクルが実施されました。

『平成 21 年度版環境・循環型社会・生物多様性白書』環境省編を基に一部修正